

清水町地域包括支援センター条例

(目的及び設置)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第2項の規定に基づき、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するため、地域包括支援センターを設置する。

(名称及び位置)

第2条 地域包括支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 清水町地域包括支援センター
- (2) 位置 清水町南3条2丁目1番地1（清水町保健福祉センター内）

(職員)

第3条 清水町地域包括支援センター（以下「包括支援センター」という。）に必要な職員を置く。

(事業)

第4条 包括支援センターは、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 法第115条の45第1項に規定する事業
- (2) 法第115条の45第2項に規定する事業
- (3) 法第115条の45第3項に規定する事業
- (4) その他、保健福祉に関する事業

(利用対象者)

第5条 包括支援センターを利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 町内に住所を有する高齢者等
- (2) 町内に住所を有し、障がいにより日常生活に支障がある者
- (3) 介護者及び地域福祉に携わる者

(業務の委託)

第6条 町長は、包括支援センターが行う業務の一部を適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人等に委託することができる。

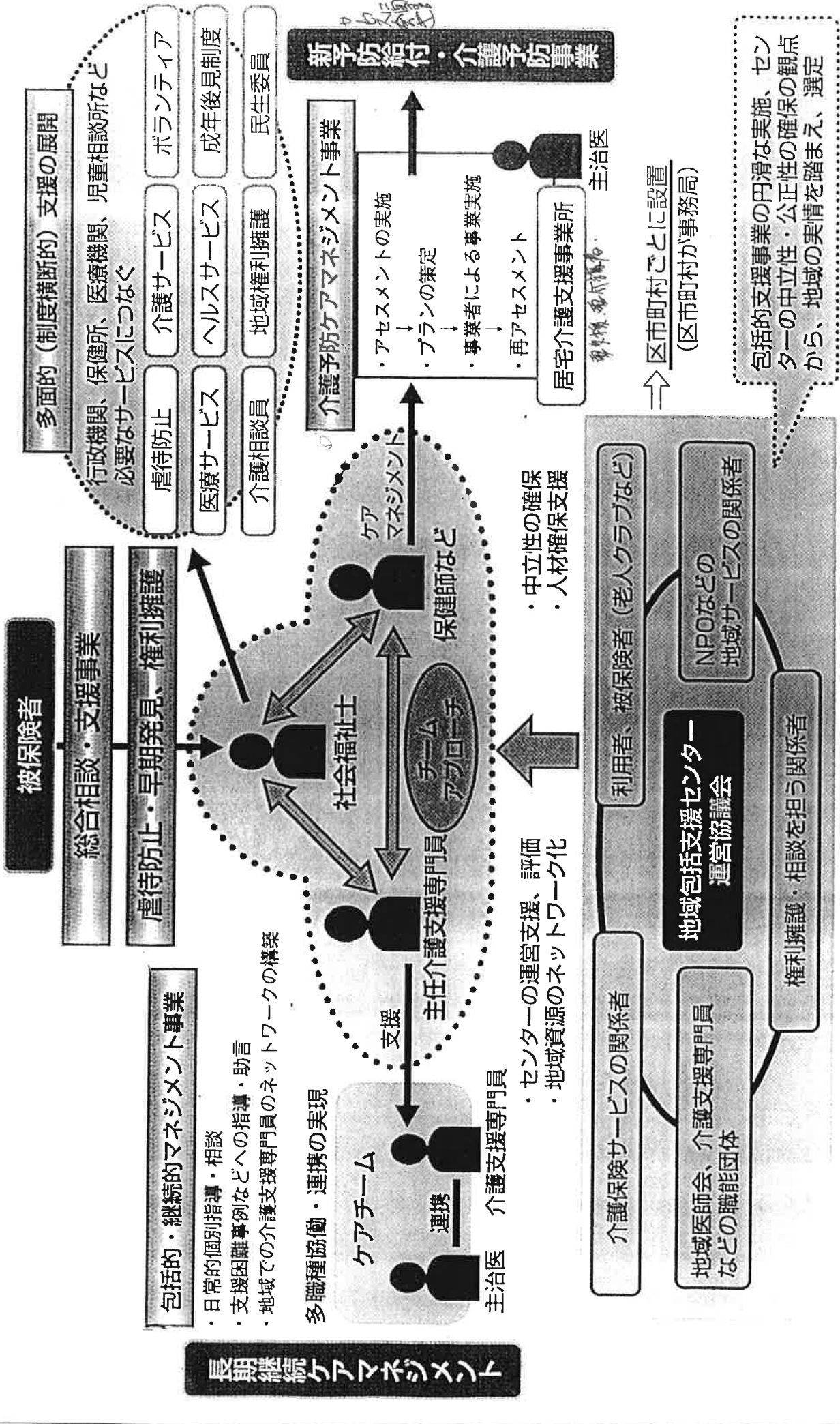
(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

地域包括支援センター（地域包括ケアシステム）のイメージ



平成27年度 清水町地域包括支援センター事業内容

1 地域支援事業

(1) 介護予防事業

① 介護予防事業「いきいき教室」

対象者：生活機能の低下があるため、要支援・要介護になるおそれがある高齢者。

把握方法：老人クラブ参加者、特定健診受診者などにチェックリストを行い対象者を把握。

要支援者でサービス利用していない方に周知。

事業内容：運動指導員による、体力測定や転倒予防体操、栄養士、歯科衛生士による個別相談、講話、口腔体操を実施、理学療法士による活動動作の確認と個別の運動指導を実施。

スタッフ：運動指導員、管理栄養士、歯科衛生士、保健師、介護福祉士、理学療法士、ボランティアなど

実施回数：1クール8回（週1回）×年2回（8～10月、1～3月）

参加人数：8～10月 実人数 16人、延人数 108人

1～3月 実人数 15人

② 介護予防講演会（介護予防普及啓発事業）

テーマ 講師	実施日	参加人数
「認知症を地域で支えるために」 ～早期対応の必要性和ケアについて～ 大江病院 認知症看護認定看護師大森 亮子 氏	7月29日 (水)	87人
「音楽レクリエーションで楽楽体操」 ～心と体のリフレッシュ～ 音楽健康指導士 嶋 菜摘 氏	11月27日 (金)	15人 (清水)
	12月7日 (月)	23人 (御影)
「正しく知ろう認知症」～認知症の方への接し方～ 御影診療所 作業療法士 菅谷 千鶴 氏	3月1日 (火)	

③ 清水町介護予防ポイント制度（平成26年度開始）

対象者：65歳以上

目的：高齢者が、ボランティア活動を通じ地域貢献や社会参加することを通して、介護予防につながることを目的とする。活動の実績に応じてポイントを付与する制度で、活動の継続、ボランティア活動の開始のきっかけづくりになることも目指す。

活動内容：介護保険施設サービス事業、町が行う介護予防事業や保健福祉事業、社会福祉協議会が行う事業、ボランティア団体が行う事業に対して、1時間の活動で1ポイント、1日2ポイントまで押印。申請により1ポイント100円に転換。

登録人数：78人（平成28年1月末）

(2) 包括的支援事業

① 介護予防ケアマネジメント事業

事業内容：要介護者に対して、介護予防、日常生活支援を目的として必要な援助を行う。

年度	居宅介護プラン作成	介護予防プラン作成
H26年度	156件	1,501件 (委託638件)
H27年4～11月	62件	1,037件 (委託539件)

② 総合相談支援事業

事業内容：高齢者の介護や健康、権利を守ることについて、その家族や高齢者、民生委員等からの様々な相談を受け、訪問や情報収集を行い必要なサービスにつなげ問題の解決を図る。

窓口相談：地域包括支援センターに来所された方など。(軽易相談除く)

相談件数：78件 (平成28年1月末)

総合相談窓口の周知について：町広報お知らせ版に掲載等。

相談の内訳	件数	相談内容の傾向等
介護保険サービス、在宅福祉サービス、施設入所などについて	73件	主に介護保険新規認定申請、在宅福祉サービス利用についての相談が多い。
認知症について (専門医受診に繋がったケース含む。)	3件	主に在宅福祉サービス利用、認知症介護の方法についての相談が多い。
権利擁護に関する相談	2件	財産管理についての相談。

③ 認知症サポーター養成講座 (認知症サポーター100万人キャラバン)

～認知症サポーター養成講座とは

「認知症になっても安心して暮らせる町づくり」を目指し、認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族に対し温かい目で見守ることなどで、認知症の理解者を一人でも多くつくるために講座を開催してる。

キャラバンメイト数	開催回数	サポーター
20人	6回	<ul style="list-style-type: none"> ・ H27年度 登録者229人 (一般87人、2町内会36人・商工会青年部34人 清水町議会議員14人、清水小学校6年生と教員58人) ・ 講座開始からの延人数 1,134人

※ 平成18年度より、認知症サポーター養成講座を実施

④ 権利擁護事業

事業内容：権利侵害への対応や権利行使に社会的な支援が必要な高齢者及び障がい者に対し、権利擁護に関する相談から支援までを行う。

相談件数：H27年度 6件（平成28年1月末現在）

- (1) 権利擁護制度全般に関する相談及び申し立て等の利用支援
- (2) 成年後見制度の利用に関する相談等の支援
- (3) 法人後見の利用に関する支援
- (4) 権利擁護制度の普及啓発

⑤ 広報活動

・介護予防や高齢者福祉サービス事業の紹介等を広報「しみず」やおしらせ版に掲載しています。

⑥ ネットワークづくり

ア 高齢者虐待防止ネットワーク（平成22年4月より事業開始）

協力機関：33団体

会議の開催：平成27年度は虐待（疑い含）通報はなし。協力機関との会議を開催し、十勝総合振興局及び新得警察署から虐待の状況等の説明を受けた。

イ 徘徊高齢者SOSネットワークシステム（平成22年4月より事業開始）

協力機関：28団体

登録者：14名（在宅4名、施設等10名）

平成27年度は行方不明等の検索はなかった。

協力機関との会議を開催し、新得警察署から管内の状況について説明を受けた。

⑦ ケース連絡調整会議

内容：高齢者の実態把握や課題解決を図るため、地域の関係機関等の相互の連携を高める。多職種が協働して個別ケースの支援内容を検討する。地域に共通した課題を共有し地域で必要な資源を探る。

開催日：毎月第4木曜日開催 16：00から17：30

会議メンバー：医療（3事業所）、保健（健康推進係保健師等）、福祉（法人等14事業所）

(3) その他

① 高齢者見守り活動に関する協定 (平成25年度より開始)

内 容：町内全域を対象に「地域の異変」を協力事業所から役場に通報することにより、安否確認する。

協力機関：8事業所

郵便局(清水・御影) 新聞販売(三田村販売所、かちまい清水、伊藤商会)
生活協同組合コープさっぽろ、ヤクルト販売、エンパイアクリーニング
・平成27年度 通報なし

② 高齢者等見守り安心事業 (平成24年度より開始)

内 容：ひとり暮らし高齢者等の安否の確認と会話の機会を増やすことにより、孤独感の解消に努める。

電話での確認 週3回以内、訪問による確認 月1回

利用者：4³/~~4~~世帯(清水地区25世帯 26人、御影地区18世帯 18人)

内 訳：訪問・電話32世帯、電話のみ6世帯、訪問のみ6世帯
人 人 人

③ 清水町介護マーク名札配布事業 (平成25年度より開始)

内 容：介護者に介護マーク名札を無料で配布し、介護を行っていること(公共トイレ、病院の付き添いなど)が理解されやすい環境づくりをする。

	H25年度	H26年度	H27年度
登録者人数(新/延)	11/11	2/13	0/12

H27年度登録者の内訳 町民 3人、施設職員 9人

④ 介護保険認定者状況

介護認定者数676名の内、認知症と寝たきり高齢者の人数(平成28年1月末現在)

	認知症高齢者	障害(寝たきり)高齢者
人数	333人	41人
ランク	ランクI~IV、Mのうち、医師意見書で認知症高齢者の自立度がIIb以上	ランクJ、A~Cのうち、医師意見書で障害高齢者の日常生活自立度がC以上
判断基準	たびたび道に迷う、買い物、金銭や服薬管理ができない。電話での対応や訪問者との対応など一人では留守番ができない等、日常生活に支障をきたす症状。	日中ベット上で過ごし、排泄、食事、着替えにおいて介助を必要とする状態。

※ 認知症高齢者と障害(寝たきり)高齢者の人数について、重複者あり。

介護

- 通所介護（デイサービス）
介護予防通所介護（デイサービス）
・清水町デイサービスセンター
・さくらさくら認知症対応型通所介護
・清水町デイサービスセンター やすらぎ荘
- 通所リハビリテーション（デイケア）
介護予防通所リハビリテーション（デイケア）
・御影診療所
- 短期入所生活介護（ショートステイ）
介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）
・せせらぎ荘 短期入所生活介護事業所
- 訪問介護（ホームヘルプ）
介護予防訪問介護（ホームヘルプ）
・清水町社会福祉協議会指定訪問介護事業所
・さくらさくら訪問介護支援事業所
- 訪問リハビリテーション
介護予防訪問リハビリテーション
・清水赤十字病院
- 介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）
・せせらぎ荘 介護予防短期入所生活介護事業所
- 訪問看護
介護予防訪問看護
・清水赤十字病院
・前田クリニック
- 介護予防支援
・清水町地域包括支援センター
- 福祉用具貸与
・有限会社やまぎし 福祉用具貸与事業所

障がい児

- チャイルドシート貸付事業
・子育て支援センター
- 子育てサポートしみず
・子育て支援センター
- 発達支援センター
・清水町こども発達支援センター
- 児童発達支援事業
・清水町きずな園
- 放課後等デイサービス
・清水町きずな園
- 保育所等訪問支援
・清水町きずな園
- 障害児相談支援
・清水町障がい者相談支援事業所

相談支援事業所

- 計画相談支援
・清水旭山学園相談支援事業所
・あさひ荘相談支援事業所
・清水町障がい者相談支援事業所
- 地域移行支援
・清水旭山学園相談支援事業所
・あさひ荘相談支援事業所
- 地域定着支援
・清水旭山学園相談支援事業所
・あさひ荘相談支援事業所
- 施設入所支援
・障がい者支援施設 清水旭山学園
・障がい者支援施設 あさひ荘

- 共同生活援助（グループホーム）
・グループホーム みさわハイツ
・グループホーム わかば
・グループホーム 鷹都
・グループホーム 鷹都Ⅱ
・グループホーム あじさい
・グループホーム ななかまどハイツ
・グループホーム ななかまどⅡ
・グループホーム ジェントリー

社会福祉協議会



- 医療機関
・清水赤十字病院
・御影診療所
・だい内科医院
・前田クリニック
・啓仁会病院
- 訪問診療
・清水赤十字病院
・御影診療所
・前田クリニック
- 訪問看護
・清水赤十字病院
・御影診療所
・前田クリニック
- 歯科医療機関
・南歯科医院
・木村歯科医院
・いたばしデンタルクリニック

医療

子育て

- 子育て支援センター
・げんきひろば
・ぴよぴよひろば
・よちよちの日
・ベビーマッサージ
・御影げんきひろば
・ファミリーデー
- 保育所
・第一保育所
・第二保育所
・御影保育所
・熊牛保育所
- 幼稚園
・清水幼稚園
- 学童クラブ
・清水学童クラブ
・御影学童クラブ
- 小学校
・清水小学校
・御影小学校
- 中学校
・清水中学校
・御影中学校
- 高校
・清水高校

障がい者

- 居宅介護
・清水町社会福祉協議会居宅介護事業所
・ていんくる しみずハウス
- 重度訪問介護
・清水町社会福祉協議会居宅介護事業所
- 行動援護
・ていんくる しみずハウス
- 短期入所
・障がい者支援施設 清水旭山学園
・障がい者支援施設 あさひ荘
- 生活介護
・障がい者支援施設 清水旭山学園
・障がい者支援施設 あさひ荘
・生活介護事業所 清水旭山学園通所ホーム
・多機能型事業所 旭山農志塾
- 就労継続支援B型
・就労継続支援B型事業所 御影農志塾
・多機能型事業所 旭山農志塾
- 日中一時支援事業
・ていんくる しみずハウス
- 地域活動支援センター
・清水町ともに共同作業所
- 移動支援事業
・ていんくる しみずハウス

ボランティア団体

清水町ボランティアセンター登録団体14団体

清水町 加盟団体 8団体

- ・ベケレの会
- ・川東のぎくの会
- ・川西しらかばの会
- ・ボランティアななかまど
- ・たんぼぼの会
- ・JA+勝清水町そよかぜの会
- ・いちごの会
- ・さくら会

非加盟団体 6団体

- ・ふまねっとサポーターズしみず
- ・清水町更生保護女性会
- ・清水っ子見守り隊
- ・紅葉の会
- ・御影ボランティアことぶきの会
- ・ひまわりの会

しみず ふくしまっ

平成28年 2月現在